

尼崎市公設地方卸売市場

水産物部

卸売業者募集要項

平成30年5月

尼崎市公設地方卸売市場

【尼崎市公設地方卸売市場について】

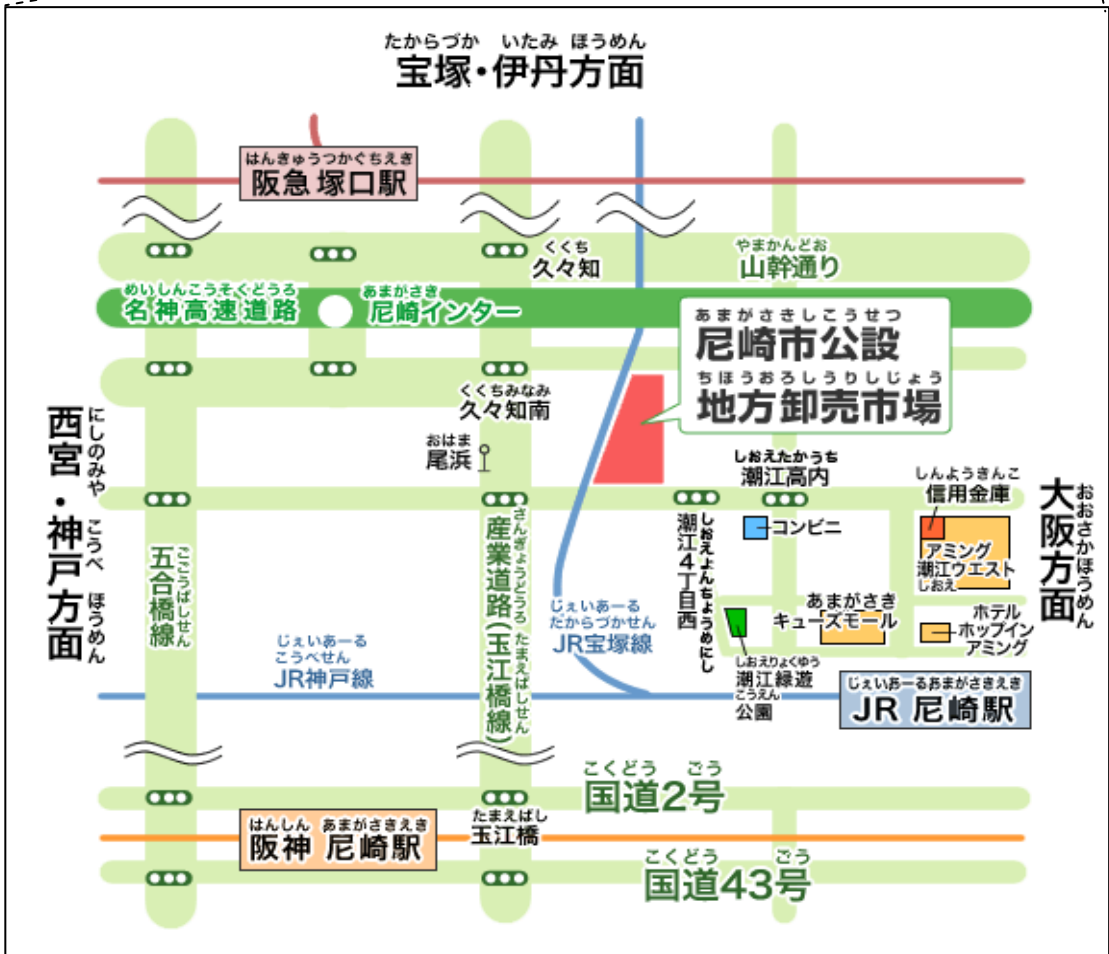
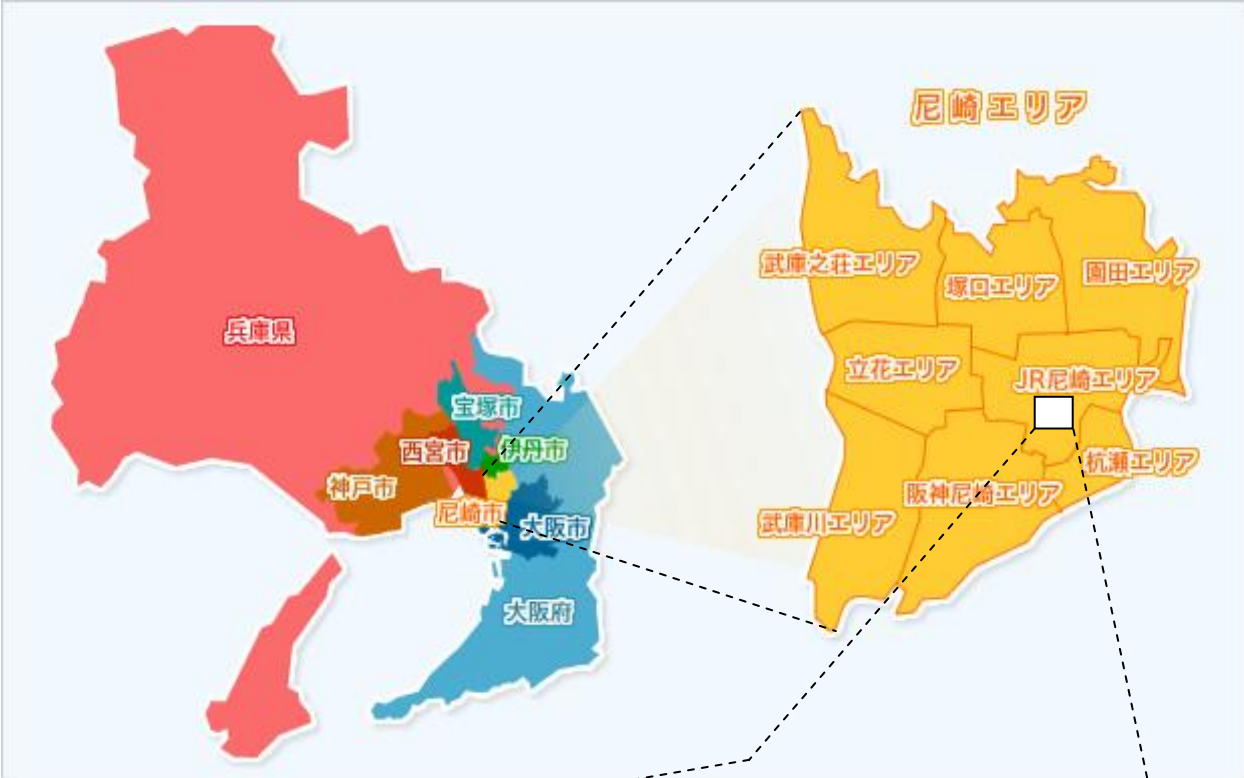
尼崎市は兵庫県の南東部、大阪市に隣接する位置にあり、人口は約45万人と兵庫県下第4位の規模の人口を有している中核市であります。

尼崎市公設地方卸売市場は、尼崎市のほぼ中心となるJR 尼崎駅の北西徒歩約15分の所に位置し、近隣には、西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市があり、商圈人口は約155万人となっています。

物流面では、名神高速道路尼崎インターチェンジから東へ車で約3分、国道2号線及び43号線、阪神高速神戸線・湾岸線へのアクセスがし易く、阪神間のみならず大阪・神戸へも車で約30分と非常に利便性の高い立地ポテンシャルを有した位置にあります。

本市市場は、昭和28年10月の開設以来、総合市場として開設運営してきたものであり、今後も引き続き卸売市場としての公的役割を果たす必要性があることから、水産物部卸売業者の公募を実施するものです。

開設者である尼崎市として、円滑な卸売業務の遂行を確保するため、各種支援等を実施いたします。



尼崎市公設地方卸売市場 水産物部卸売業者 募集要項

尼崎市公設地方卸売市場業務条例第2条第1項第4号に規定する卸売業者のうち、水産物部において卸売の業務（市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、市場において卸売をする業務）を行う事業者を次のとおり募集します。

なお、卸売の業務の実施には、兵庫県知事の卸売業務の許可を得る必要があります。

尼崎市公設地方卸売市場業務条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1号から3号まで略）

（4）卸売業者 法第58条第1項の規定により兵庫県知事の許可を受けて市場において卸売の業務を行う者をいう。

※地方卸売市場における卸売業務の許可は兵庫県知事が行いますが、尼崎市公設地方卸売市場（以下「尼崎市場」という。）における卸売業者予定者の募集、選定は開設者である尼崎市（以下「本市」という。）が行い、卸売市場法第58条第3項に基づき、意見を付して兵庫県に進達します。進達後、兵庫県による審査を経て、卸売業務の許可を得ることとなります。

1 施設名

尼崎市公設地方卸売市場（兵庫県尼崎市潮江4丁目4番1号）

2 募集する部門

水産物部

3 募集する卸売業者数

1事業者

4 公募期間

平成30年5月1日（火）から

※1 申請書受付期間は、平成30年6月1日（金）からとなります。

※2 申請書受付期間内に申請があった場合は、随時、選定を行い、卸売業者の選定に至った場合は、公募を終了するものとします。

5 水産物部卸売業者決定までの所要期間

申請受付後、随時書類の審査及び申請者との面接による本市の選定及び兵庫県による卸売業務の許可を得るまでに要する期間は、概ね1～2ヶ月見込まれます。

6 卸売業務

卸売業者は、尼崎市場における水産物の卸売業務を行っていただくものですが、直近の取扱高水準（「1.4 その他」を参照）を維持又は上回ることを期待します。

また、卸売業務の実施に伴い、本市や県に届出等が必要となる事象が発生した時には、速やかに関係書類等を本市に提出していただきます。その他、会議等の委員の就任、品質管理等、兵庫県及び本市の条例、規則、要領等に則った対応が求められます。

7 申請資格

- (1) 契約を締結する能力を有する者であることを要します。ただし、破産者については、復権を得ていない者を除きます。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、本市における一般競争入札の参加を制限されていない者であること。
- (3) 本市から入札参加停止処分を受けていない者であること。
- (4) 地方税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立をしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立をしていない者。
- (6) 個人又は任意団体でない者。
- (7) 尼崎市場水産物部の仲卸業者及び水産物部関連団体の代表者又は役員でない者。
- (8) 尼崎市暴力団排除条例第2条第2号から第4号に該当しない者。

8 留意事項

- (1) 申請書類等の提出をもって本募集要項を全て承諾したものとみなします。
- (2) 申請書類等の提出後の再提出及び差換えは認められません。ただし、本市から書類の不足、不備の補完、内容不明点の回答のほか、必要に応じ追加資料の提出を求められた場合はこの限りではありません。
- (3) 申請書類に、故意かつ重大な虚偽の記載をした場合は、申請資格を失います。
- (4) 申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。

9 申請手続

- (1) 募集要項等の配布について

募集要項については、尼崎市場ホームページ（<http://www.ama-shijoh.net/>）

からダウンロードできるほか、尼崎市場管理事務所でも配布いたします。

(2) 現地確認

卸売場及び事務所など卸売の業務に供する施設の現地確認等を希望する場合、尼崎市場管理事務所へ事前連絡を入れていただければ、日程調整の上、案内対応等をします。

(3) 申請書類の提出

申請に必要な書類を次のとおり受け付けます。

ア 申請書受付期間

期間：平成30年6月1日（金）から（土日祝日を除く）

時間：午前9時から午後5時まで

※ただし、最も早い申請受付後1ヶ月以内に他の者からの申請があった場合は、それらを同時に審査し、選定の上、結果を通知するものとします。

イ 提出場所

尼崎市場管理棟2階 管理事務所（尼崎市潮江4丁目4番1号）Tel06-6420-2005

ウ 提出方法

受付期間内に、提出場所へ直接持参してください。その他の方法（郵送、メール、FAX等）による提出は一切受け付けません。また、来場の際には予め来訪日時を連絡願います。なお、申請に要した費用は、申請者の負担とします。

10 申請に必要な書類

申請者は、次に掲げる書類を1部、提出してください。

(1) 卸売業者選定申請書（第1号様式）

(2) 申請者の概要（任意様式）

ア 定款又は規約もしくは、これに準ずるもの

イ 登記事項証明書（登記簿謄本）

ウ 過去2年間（平成28年度及び平成29年度）の財産目録、貸借対照表及び損益計算書（設立間がなく、決算期を迎えていない団体にあつては、設立時における財産目録）

エ 役員名簿及び履歴書

オ 役員の身分証明書（市区町村長が発行するもの）

カ 組織及び運営に関する事項を記載した書類

キ 現に行っている業務の概要を記載した書類

ク 過去2年間（平成28年度及び平成29年度）の各年度末時点の常勤役員数、従業員数、非常勤従業員数（パートタイマー、アルバイト）等の人員表（設立間もない場合は直近のもの）

ケ 過去2年間（平成28年度及び平成29年度）の法人税、法人市民税、消費税

及び地方消費税等の納税証明書（設立間もなく納税義務が発生していない法人にあっては不要。ただしこの場合、代表取締役個人の所得税、住民税の納税証明書が必要。）

- (3) 尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）の趣旨に基づく誓約書（第2号様式）

※暴力団排除措置の対象者に該当するか否かについて、本市が兵庫県警に調査を依頼することに同意する書面です。

- (4) 収支予算書（任意様式）
(5) 事業計画書（任意様式）
(6) 受託契約約款（販売委託を引き受ける際の細かな条件を定めたもの）
(7) 売買取引契約書（販売先との間で決済方法その他必要な事項を定めたもの）
(8) その他市長が必要と認める書類

11 選定の方法

申請書類の審査及び申請者との面接を行い、次の観点により判断、決定します。

(1) 審査の概要

- ア 経営の健全性：指標及びその実現と経営基盤の強化を具体的に示せること。
イ 事業計画の具体性：事業計画が実現可能なものであること。
ウ 収支計画の妥当性：収支の根拠が明確であること。
エ 卸売市場に関する知識：市場の仕組みを熟知していること。
オ 卸売業者としての力量等：仲卸業者が必要とする一定量の水産物の集荷による供給が可能又は今後、実現可能であることのほか、その他尼崎市場及び本市への貢献が見込まれること。

(2) 選定結果等

選定結果については、書面で通知します。なお、次のいずれかに該当した場合、水産物部卸売業者予定者としての資格を取り消します。

- ア 水産物部卸売業者予定者として不相当だと認められる事情が生じたとき。
イ 卸売業務の許可に向けた協議が整わないと認められるとき。

12 質問の受付

随時受け付けます。質問については、「尼崎市公設地方卸売市場水産物卸売業者公募に係る質疑書」（別紙）に記入し、問い合わせ先へ郵送又は持参するか、Eメールにて提出ください。なお、原則、口頭、電話、FAXでの質問は受け付けません。

13 尼崎市場への入場に係る支援等について

安定的かつ円滑な卸売業務の実施には、集荷・販売力の向上等による経営の安定化

等が重要となることから、尼崎市場への入場にあたり、入場初期等における経営支援など、本市として下記事項等について実施、協議・検討をいたします。

(例示)

- ・市場施設使用料の減免
- ・出荷者等に対する出荷要請等の実施
- ・輸送経費や業務に供する設備投資など、集荷・販売等の経費に対する支援金の交付
- ・今後の事業展開を踏まえた対応(施設の利用及び整備、場内関係者との調整等)

14 その他

(1) 水産物部取扱高

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
数量(トン)	4,859	3,840	1,743
金額(千円)	4,238,254	3,550,995	2,759,424

※ 平成29年度の「数量(トン)」は平成29年4月～9月の数値となります。

(2) 尼崎市場の水産物部関係事業者(平成30年4月1日現在)

水産物部仲卸業者は、鮮魚・冷凍12業者、塩干2業者の合計14業者となっています。また、水産物部仲卸業者からなる「尼崎水産物卸協同組合」があります。

(3) 開場日

開場日は、次に掲げる日を除き毎日とします。ただし、臨時開場日は、次に掲げる日であっても開場するものとします。なお、年間の臨時開場日及び臨時休場日は、本市が例年10月頃に決定し、公表しています。

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

ウ 1月2日、3日、4日

エ 臨時休場日

(4) 水産物部卸売業者が開設者に預託する保証金

ア 金額

尼崎市公設地方卸売市場業務条例第8条及び同施行規則第5条に基づき、前年度に市場において卸売の業務を行っていなかった卸売業者に係る保証金の額は、2,000,000円となります。以降、卸売金額の実績に基づき、所要額を預託していただきます。

イ 預託時期

兵庫県知事が卸売の業務を許可した日から1月以内に本市に、現金又は定期預金証書により保証金を預託していただきます。

(5) 卸売業者市場使用料

尼崎市公設地方卸売市場業務条例施行規則別表第3に基づき、毎月、卸売金額

の1,000分の2.5に相当する金額を納付していただきます。

(6) 主な利用可能施設及び月額使用料

ア 卸売場 (1,802 m²) 1月1 m²につき 227円

イ 低温卸売場 (卸売場内の218 m²) 1月1 m²につき 414円

ウ 事務所 (529 m²) 1月1 m²につき 734円

エ 特設駐車場 1月1台につき屋上部 普通自動車用 7,020円

※1 ()内の数値は前任卸売業者における利用面積であり、必ずしも当該面積の利用を義務付けるものではありません。ただし、卸売市場法施行令第2条により、水産市場の卸売場面積要件として、200 m²以上を有する必要があります。

※2 卸売業務の実施に際し、ア～エ以外の施設利用の必要性が認められる場合には、その利用についての協議・検討は可能です。

【参考：施設写真】

(1階 卸売場)



(2階 事務所)



(7) その他

ア 施設については、現状渡しを基本とし、業務の開始にあたり実施する改修等は、自己負担となります。

イ 電気使用料は実費負担となります。また、一部の上下水道については、供給

事業者との個別契約となるため、直接お支払いいただきます。

15 問合せ先(受付時間:土日祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

- (1) 担 当 尼崎市経済環境局 経済部 地方卸売市場 業務担当
- (2) 住 所 〒661-0976 尼崎市潮江4丁目4番1号
- (3) 電 話 番 号 06-6420-2005
- (4) FAX 番 号 06-6429-3680
- (5) 電子メール ama-shijoh@city.amagasaki.hyogo.jp

以 上

(第1号様式)

卸売業者選定申請書

平成 年 月 日

尼崎市長 へ

住 所 _____

氏名又は名称 _____ 印

尼崎市公設地方卸売市場卸売業者として、選定を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

資本金又は 出資の額	
役員の氏名	
取扱品目の 部類	部
取扱品目	

(第2号様式)

誓 約 書

尼崎市長 あて

私は、尼崎市が尼崎市暴力団排除条例(平成 25 年尼崎市条例第 13 号。以下「条例」という。)の趣旨にのっとり、市の事務または事業から暴力団員または暴力団もしくは暴力団と密接な関係を有する者を排除していることを承知したうえで、下記の事項について誓約します。

記

- (1) 私または自社もしくは自社の役員等が、条例第2条第2号から第4号に規定する暴力団及び暴力団員または暴力団員密接関係者に該当しないこと。
- (2) 上記(1)の該当の有無を確認するため、尼崎市長から役員名簿の提出を求められたときは、速やかに提出すること。
- (3) 本誓約書及び役員名簿を尼崎市長が兵庫県警警察本部長に提出するのに同意すること。

以 上

平成 年 月 日

所在地

名称

代表者名

㊞

尼崎市公設地方卸売市場水産物部卸売業者公募に係る質疑書

平成 年 月 日

(あて先)尼 崎 市 長

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

【質疑事項】

【質疑内容】

※ 質問の内容・趣旨を具体的に記入してください。